

利用上の注意

1. この報告書は平成26年7月1日現在で実施した商業統計調査結果を本県分について独自に集計したもので、経済産業省公表の数値とは相違することがある。

2. 調査の目的

この調査は、全国の商業活動の実態を明らかにすることを目的としている。

3. 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第23号として、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）に基づいて実施している。

4. 調査期日

商業統計は、昭和27年に調査を開始して以来、昭和51年までは2年ごと、平成9年までは3年ごと、平成19年までは5年ごとに本調査を実施し、その中間年（本調査の2年後）には簡易調査を、平成19年以降は経済センサス-活動調査の実施の2年後に実施することとしている。

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で平成26年経済センサス-基礎調査と一体的に実施した。

これまでの調査年次、調査の種類、調査の期日等の詳細については、経済産業省のホームページを参照。

5. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類 J-卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内※、有料道路内※）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としない。

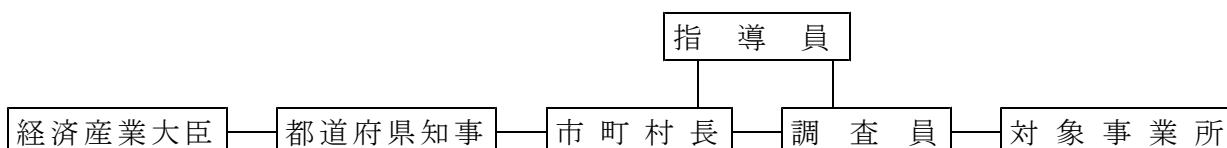
なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とする。

※については、平成19年調査より調査を開始した。

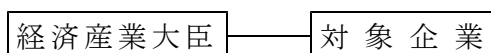
6. 調査の方法

商業統計調査の調査方法は以下の（1）、（2）による。

（1）申告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方法による調査員調査方式



(2) 商業企業の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ直接提出する本社等一括調査方式



7. 調査項目

| 共通項目 | 小売業のみ調査 |
|---|-------------------------------|
| (1) 事業所の名称及び電話番号 (2) 事業所の所在地 (3) 経営組織及び資本金額又は出資金額 (4) 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号 (5) 事業所の開設時期 (6) 従業者数等 (7) 年間商品販売額等 (8) 年間商品販売額の販売方法別割合 | (9) 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合 |
| | (10) セルフサービス方式採用の有無 |
| | (11) 売場面積 |
| | (12) 営業時間等 |
| | (13) 来客用駐車場の有無及び収容台数 |
| | (14) チェーン組織への加盟の有無 |
| | 法人組織のみ調査 |
| | (15) 年間商品仕入額の仕入先別割合 |
| | (16) 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合 |
| | (17) 企業全体の業種区分、商業事業所に関する事項等 |

8. 主な用語の説明

【事業所(商業事業所)】

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

【卸売業】 主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 産業使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- (3) 主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)など}を販売する事業所
- (4) 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の販売事業所(主として管理的事務のみを行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

(5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

(6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

【小売業】 主として次の業務を行う事業所をいう。

(1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

(2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

(3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業 {大分類Qーサービス業（他に分類されないもの）} とし、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。

(4) 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

(5) ガソリンスタンド

(6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

(7) 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

【従業者】

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。

(1) 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

(2) 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

(3) 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

(4) 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

【年間商品販売額】

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

9. 産業分類の格付け方法

産業分類別集計表は、原則として日本標準産業分類に基づき、産業分類の格付けを行って事業所の数値を集計している。

(1) 一般的な産業分類の格付け

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は、原則として次の方法により決定される。

まず、年間商品販売額のうち、卸売、小売それぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを定める。

次に卸売業か小売業になった場合は、販売額のうち商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決め、その中分類に属する商品のうち商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決める。

さらに、その小分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決める。

(2) 販売額が同額の場合の格付け

ア 卸売販売額と小売販売額が同額の場合は、卸売業に格付けする。

イ 卸売販売額、小売販売額とも商品分類番号の上位2桁、同3桁、同4桁が同額の場合は若い方の分類番号に格付けする。

10. その他

(1) 年間商品販売額の数値については、四捨五入の関係で積み上げ数値と合計値は必ずしも一致しない。

(2) 不詳とは、数値が不明のほか未記入のものも含む。

(3) 統計表の記号

－・・・調査をしないもの、又は実績数値のないもの

0及び0.0・・・端数四捨五入による単位未満のもの

△(マイナス)・・・負数であることを示す。(統計数値の前に付す)

X・・・事業所数が1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所。

また、3以上の事業所に関する数値でも、1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表示した。ただし、秘匿した数値は総計に含めている。

(4) この報告書の数値を他に転載する場合は、「平成26年商業統計調査 沖縄県確報結果」による旨を明記すること。